

# 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則

平成19年3月1日

規則第15号

## (目的)

第1条 この規則は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、広域連合を構成する市町村（以下「関係市町村」という。）に職員の派遣を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (職員派遣の手続)

第2条 広域連合の長は、関係市町村の長に職員の派遣を求めるときは、市町村職員派遣要請書（様式第1号）を提出し協議するものとする。

2 関係市町村の長は、前項の要請があった場合、要請を受けた職務内容に従事するにふさわしい職員を選考し、広域連合の長に派遣職員推薦書（様式第2号）を提出し協議するものとする。

3 広域連合の長と当該関係市町村の長が前2項により職員の派遣に合意したときは、職員派遣に関する協定書（様式第3号）2通を作成し、広域連合の長及び当該関係市町村の長が各1通を所持するものとする。

## (派遣職員の職務内容)

第3条 広域連合に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の職務内容は、おおむね次の各号によるものとする。

(1) 広域連合の運営に関する事務

(2) 後期高齢者医療制度の運営に関する事務

(3) 前2号のほか、広域連合の長と関係市町村の長が協議のうえ定めた事務

## (派遣期間)

第4条 派遣職員の派遣期間は2年間とする。ただし、広域連合の長と当該関係市町村の長が協議のうえその期間を延長し、又は短縮することができる。

## (派遣職員の身分取扱等)

第5条 派遣職員は、広域連合及び当該関係市町村の職員の身分を併せ有するものとする。

2 派遣職員の分限及び懲戒については、派遣をした当該関係市町村の条例及び規則等を適用し、服務並びに次条第2項に規定する勤務条件以外の勤務時間、休日休暇等については、広域連合の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、広域連合の長と当該関係市町村の長が協議により、別に定めた場合は、この限りでない。

3 派遣職員の昇任、昇格及び昇給については、派遣をした当該関係市町村の例により取り扱うものとする。

4 派遣職員の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「組合法」という。）第116条の適用については、派遣をした関係市町村の職員として取り扱うものとし、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）の適用については、関係市町村の職員として取り扱うものとする。ただし、広域連合の長と当該関係市町村の長が協議により別に定めた場合は、この限りでない。

## (派遣職員の給与の負担等)

第6条 派遣職員の給料、手当（退職手当を除く。以下同じ。）及び旅費並びに組合法第1  
16条に規定する負担金及び災害補償法第49条に規定する負担金に相当する額は、広  
域連合の負担とし、退職手当は派遣をした関係市町村の負担とする。ただし、広域連合  
の長と当該関係市町村の長が協議により別に定めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する給料及び手当については派遣をした関係市町村の条例及び規則等を適  
用し、旅費については広域連合の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、広域  
連合の長と当該関係市町村の長が協議により別に定めた場合は、この限りでない。

（細則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月28日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

市町村職員派遣要請書

年　月　日

団体名市町村長様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 ○○○○○ 印

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則に基づいて、下記職務内容に従事するにふさわしい職員を派遣されるよう願います。

記

従事する職務内容	
派遣職員の職務上の地位(予定)	
備考	

## 様式第2号（第2条関係）

## 派遣職員推薦書

年　月　日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

団体名市町村長 ○○○○ 印

下記の職員は、新潟県後期高齢者医療広域連合から要請を受けた職務内容に従事するにふさわしい職員なので推薦します。

氏 名			性 別		生年月日	
住 所			市郡	町村	番地	
最 終 学 歴			年 月 日	卒業		中退
所属課室係						
勤 務 年 数	年 月	職名		給 料	職給料表 級	号給 ( 円)
支給を受けて いる手当の種 類及び額	手当	円	手当	円		
	手当	円	手当	円		
	手当	円	手当	円		
			手当額計	円		
異動経歴	所属課名	係名	在課期間	S.H	年 月～S.H	年 月
	所属課名	係名	在課期間	S.H	年 月～S.H	年 月
	所属課名	係名	在課期間	S.H	年 月～S.H	年 月
希望係名						
広域連合 までの 通勤手段	次のいずれかに○印を記入してください 1. 自宅から公共交通機関利用（バス 電車） 2. 自宅から自家用車利用 3. アパートから通勤（県庁周辺） 4. その他（ ）					

様式第3号（第2条関係）

職員派遣に関する協定書

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の派遣に関する規則(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第15号)に基づき、広域連合長(以下「甲」という。)と新潟県団体名長(以下「乙」という。)は、団体名職員の派遣に関し次により協定を締結する。

記

第1条 乙は、団体名職員〇〇〇〇（以下「派遣職員」という。）を平成〇〇年〇〇月〇〇日から、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局に派遣するものとする。

第2条 甲は、派遣職員を広域連合の事務職員に任命し、〇〇課に勤務させるものとする。

2 甲は、派遣職員の派遣期間が満了したときは、解任するものとする。

第3条 派遣職員の給料については、団体名の条例及び規則等を適用し、広域連合において負担し乙が支給するものとし、手当については別表に定めるところによる。

2 派遣職員の派遣期間中における甲が命ずる旅行に伴う旅費については、広域連合の条例及び規則等を適用し、広域連合において負担し、甲が支給するものとする。

3 派遣職員が、派遣地に赴任し、及び派遣期間が終了したため乙の命ずる勤務地に赴任した場合の旅行の旅費については、団体名の条例及び規則等を適用し、広域連合において負担し、乙が支給するものとする。

第4条 派遣職員の分限及び懲戒については、団体名の条例及び規則等を適用し、服務及び前条に規定する勤務条件以外の勤務時間、休日休暇等については、広域連合の条例及び規則等を適用するものとする。

第5条 派遣職員の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条に規定する地方公務員共済組合の組合員の資格は、団体名の職員が加入する新潟県市町村職員共済組合の組合員の資格を有するものとし、派遣期間中における同法第116条に規定する負担金に見合う額については、広域連合の負担とする。

第6条 職員の地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の適用については、団体名の職員としての取扱いをするものとし、事実確認の事務は広域連合が行い、任命権者としての事務は団体名が行うものとする。なお、同法第49条に規定する地方公務員災害補償基金に対する負担金に相当する額は、広域連合の負担とする。

第7条 この協定書で定めた事項に変更を要すると認めたとき、又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　新潟県後期高齢者医療広域連合長

○○○○　印

乙　　新潟県団体名市町村長

○○○○　印

別表

手当の種類	区分	条例及び規則等の適用	経費の負担	手当の支給
扶養手当		団体名	広域連合	乙
期末手当		団体名	広域連合	乙
勤勉手当		団体名	広域連合	乙
寒冷地手当		団体名	広域連合	乙
地域手当		団体名	広域連合	乙
通勤手当		団体名	広域連合	乙
時間外勤務手当		団体名	広域連合	乙
休日勤務手当		団体名	広域連合	乙
住居手当		団体名	広域連合	乙
単身赴任手当		団体名	広域連合	乙
管理職手当		団体名	広域連合	乙
管理職員特別勤務手当		団体名	広域連合	乙
退職手当		団体名	団体名	乙